

平成29年第2回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成29年2月10日(金)午後3:00~4:00

2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (9人)

| 職名 | 番号 | 氏名 |
|------|----|-------|
| 会長 | 10 | 工藤 昭治 |
| 委員 | 1 | 田守 和人 |
| " | 2 | 谷地村久人 |
| " | 3 | 佐藤久美子 |
| " | 4 | 高見 憲正 |
| 職務代理 | 5 | 小坂 敏 |
| 委員 | 7 | 長根 孝衛 |
| " | 8 | 小澤 守昭 |
| " | 9 | 佐藤 光男 |

4. 欠席委員 (1人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第2号 農地使用貸借合意解約書の受理について

日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

(平成 29 年第 2 回 2 月の総会)

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、4 番 小澤 守昭君にお願いします。</p> |
| | (新郷村農業委員会憲章の唱和) |
| 議長 | <p>本日の出席委員数は 9 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 2 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p> |
| | 異議なし |
| 議長 | <p>それでは議事録署名委員には、4 番 高見 憲正君並びに 9 番 佐藤 光男君を指名いたします。</p> |
| 議長 | <p>次に、日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p> |
| 事務局 | (諸般の報告について朗読と説明) |
| 議長 | <p>次に日程第 3 報告第 2 号 農地使用貸借合意解約書の受理について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。それでは、事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>2 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 報告第 2 号 農地使用貸借合意解約書の受理について説明いたします。</p> <p>このことについて、別紙のとおり農地使用貸借合意解約書を受理したので、報告いたします。</p> <p>3 ページに合意解約書の写しを添付してあります。議案第 2 号で説明しますが、一部家族間で贈与のため解約を行うものであります。以上報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>次に、日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>4 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定により、別紙申請書のとおり申請があったので、審議を求めます。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は、使用貸借が 2 件、賃貸借 1 件、贈与 2 件の合計 5 件であります。</p> <p>議案第 2 号、受付番号 2 号は使用貸借の申請です。この申請は農業年金を引き続き受給のための使用貸借権の再設定であり、設定期間は 10 年間です。</p> <p>5、6 ページに 議案書の写し、7 ページに 農地法 3 条 1 項の調査書、8、9 ページに許可申請書の写し、10 ページに使用貸借契約書の写し、11 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は親子間の使用貸借であり、譲渡人が引き続き農業者年金受給のため譲受人と使用貸借の再設定をするものであります。また 7 ページの農地法第 3 条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第 2 号受付番号第 2 号の説明を終わります</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p> |
| | <p>質疑意見なし</p> |
| 議長 | <p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第 3 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>12 ページをお開き下さい。</p> <p>議案第 2 号、受付番号 3 号は使用貸借の申請であります。この申請は譲受人及び譲渡人とも以前の使用貸借期間が終了したため再度使用貸借権の設定であり、設定期間は 3 年間です。</p> <p>12 ページに議案書の写し、13 ページに 農地法 3 条 1 項の調査書、14 ページに許可申請書の写し、15 ページに使用貸借契約書の写し、16 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、13 ページの農地法第 3 条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当し</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>ないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案第2号受付番号第3号の説明を終わります</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p> |
| | <p>質疑意見なし</p> |
| | <p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第4号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます</p> |
| 事務局 | <p>17ページをお開き下さい。</p> <p>議案第2号、受付番号4号は賃貸借の申請です。この申請は譲受人及び譲渡人とも平成23年1月に社団法人青い森農林公社を介在して6年間の賃貸借を設定していましたが、今回期間終了となったため、再度農地法第3条による賃貸借権の設定であり、設定期間は10年間です。</p> <p>17ページに 議案書の写し、18ページに 農地法3条1項の調査書、19ページに許可申請書の写し、20ページに農地等賃貸借契約書の写し、21ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また18ページの農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案第2号受付番号第4号の説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p> |
| | <p>質疑意見なし</p> |
| 議長 | <p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第5号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>22ページをお開き下さい。</p> <p>議案第2号、受付番号5号は所有権移転、贈与の申請です。この申請は譲受人及び譲渡人とも土地の所有権錯誤のため、本来の所有者に返すものです。22ページに 議案書の写し、23ページに 農地法3条1項の調査書、24ページに許可申請書の写し、</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>25 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また 23 ページの農地法第 3 条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案第 2 号受付番号第 5 号の説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p> |
| | <p>質疑意見なし</p> |
| 議長 | <p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第 6 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>26 ページをお開き下さい。</p> <p>議案第 2 号、受付番号 6 号は所有権移転、贈与の申請です。この申請は譲受人が青年就農給付金受給のため同一世帯員から贈与を受け営農するものです。26 ページに議案書の写し、27 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、28 ページに許可申請書の写し、29 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また 27 ページの農地法第 3 条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案第 2 号受付番号第 6 号の説明を終わります。</p> |
| | <p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p> |
| | <p>質疑意見なし</p> |
| 議長 | <p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 2 号、受付番号 2 号から 6 号までを原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p> |
| | <p>異議なし</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 2 号は原案のとおり決定しました。</p> |
| 議長 | <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成 29 年 第 2 回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p> |

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

議 長

署名者

署名者